

令和8年度「学校いじめ防止基本方針」

学校番号

特8

学 校 名	福岡県立福岡聴覚特別支援学校
課程又は教育部門	全日制（聴覚障がい）

1 本校におけるいじめ防止等のための目標

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
「いじめ防止対策推進法第2条」

- 幼児児童生徒（以下児童等）が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- すべての児童等がいじめを行わず、いじめを放置することない体制を作る。
- いじめが絶対許されないことやいじめが児童等の心身に及ぼす影響についての理解を深める。
- 学校、家庭、その他関係者との連携のもと、いじめ防止のための対策を行う。

2 いじめの未然防止（未然防止のための取組等）

（1）基本的考え方

- 児童等が周囲の友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全な学校生活を送れる環境を整える。
- 児童等が自己肯定感を高めながら、集団の一員として互いに認め合える人間関係を作れる集団づくりを目指す。
- 児童等が規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを目指す。

（2）いじめの未然防止のための取組（いじめ防止等の年間指導計画参照）

【幼児児童生徒に対する取組】

- 相談ポストの活用
- 学校生活アンケートの月1回の実施
- いじめに特化したアンケートの学期1回の実施
- 道徳、自立活動等における、人との関わりや集団や社会との関わりに関する指導
- 学級活動、人権学習、学部集会等での生徒指導
- 更衣室の使用方法を含めた、部活動に参加する生徒に対する生徒指導
- 生徒会、委員会活動での取組

- スクールカウンセラーによるカウンセリング

【職員に対する取組】

- いじめ対策基本方針について
 - ・新年度初めに、いじめ問題に関する指導方針等の確認、説明
- 新転任者研修会
 - ・本校の生徒指導に関する実態、対応等について説明
- 職員研修
 - ・スクールカウンセラーを招いた、いじめ防止対策に関する研修会の実施
 - ・人権推進委員会と連携した、人権教育、道徳教育に関する研修会の実施
 - ・「教師自らを振り返るポイント」を活用した自己評価
 - ・発達障がいや性同一性障がい等、きめ細やかな対応が必要な生徒について正しい理解の促進
- 授業研修会、手話研修会
 - ・研修課と連携し、「わかる授業づくり」を目指した授業研修
 - ・児童等とのコミュニケーションスキルを身に付けるための、定期的な手話研修
- 家庭訪問や個人懇談時の保護者と担任による情報交換
- 学部会・ケース会議等での情報交換

【保護者・地域に対する取組】

- 「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページ掲載
- 「学校いじめ防止基本方針」の学校ホームページ掲載を学校安心メールで周知
- 家庭用チェックリスト（いじめ防止）の年3回実施

3 いじめの早期発見（いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための取組等）

(1) 基本的考え方

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ささいな兆候であっても、早い段階から複数の教職員で的確に関わる。
- 日頃からの児童等の見守りや信頼関係の構築に努める。
- 児童等が示す小さな変化を見逃さず、教職員相互が積極的に情報交換を行う。

(2) いじめの早期発見のための措置

- 学校生活アンケート調査の実施と分析（月1回）
- いじめに特化したアンケートの実施と分析（学期1回）
- 家庭用チェックリストによる情報収集（学期1回）
- スクールカウンセラーによるカウンセリング
- 相談ポストの活用（生徒指導担当者が毎日確認）
- 三者面談・保護者懇談（学期1回）
- 「気になる生徒」の情報共有（学部会議・いじめ問題対策委員会等）（月2回）
- 早期発見チェックポイントを活用した、学校生活全般における全職員による児童等の観察

4 いじめに対する措置（発見したいじめに対する対処（ネット上のいじめを含む））

(1) 基本的考え方

- すべての児童等が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、い

じめ問題への対応体制を確立する。

- いじめ問題への対応は一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応する。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、いじめ問題対策委員会において行う。
- いじめを受けた児童等の生命・心身を保護することを最優先とし、いじめが、いじめられた児童等の心身に深刻な影響を及ぼす、許されない行為であることを十分理解できるよう指導する。
- すべての児童等がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。
- 心理的または物理的な影響があると思われる行為を受けているにも関わらず、心身の苦痛を感じない者がいることや表出できない者がいることに配慮し、個々の児童理解に努め、様々な変化をとらえて、適切に対応する。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 「いじめの疑いのある事案」を把握した段階で、管理職から福岡県教育委員会へ電話で第一報を行い、その後[報告1]を電子メールにて提出、事実確認終了後[報告2（認知報告）]、報告から3か月後速やかに[報告3（経過報告）]を電子メールにて提出する。
- 発見・通報を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、全職員で情報共有を行い、速やかに組織的に対応する。
- いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐにその行為を止める。
- 部活動指導員、非常勤講師等を含め、教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。
- 組織が中心となり、関係児童等から事情を聞き取る。(アンケート等)
- いじめられた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保する。
- 指導しているにも関わらず、効果が得られない場合、いじめが犯罪行為として取り扱われる場合は所轄警察署やスクールサポーターに相談する。なお、警察との連携を行うことに関しては保護者へ周知する。
- 部活動において、顧問等がいじめを発見または通報を受けた場合も上記と同様の対応を行う。

(3) いじめられた生徒又はその保護者への支援

- 被害児童等を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童等を指導する。
- いじめられた児童等から事情聴取する際、「あなたが悪いのではない」とはっきり伝える。
- その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。(家庭訪問等)
- 複数の教職員で当該児童等の見守りなどを行い、安全を確保する。
- いじめられた児童等が安心して教育を受けられる環境の確保を図る。
- 解決した場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- アンケート等で判明した情報は保護者に適切に提供する。

(4) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

- 事実関係の事情聴取を行う。
- 組織的にいじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。
- 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た後、連携して対応できるよう協力を求める。
- いじめた行為、事実に対して指導するとともに、いじめの背景に目を向け、健全な人格の発達に配慮する。
- 個人情報、プライバシーには十分配慮する。
- 一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め毅然と対応する。

- 教育上必要があると認めるときは懲戒を加えることも考えられる。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

- いじめを見ていた児童等に対して、誰かに知らせる勇気をもつことを伝える。
- いじめに同調していた児童等に対して、それらの行為はいじめに加担する行為であることを知らせる。
- いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識や態度を浸透させる。
- 加害児童等の被害児童等への謝罪で終わるものではなく、好ましい集団生活を取り戻し、新たな活動に踏み出す関係を目指した集団づくりを促す。

(6) ネット上のいじめへの対応

- ネット上の不適切な書き込みは、直ちに削除する措置をとる。
- 情報モラル教育等、保護者に対しても理解を求めていく。
- 早期発見の観点から、学校ネットパトロールについて検討し、児童等や保護者の承認を得て、定期的にチェックする。問題のある書き込み等を学校が見つけた場合は、警察等に協力を要請し、削除依頼、事後チェックを行う。
- 情報モラル教育の中で、SNS等に関する学習会を実施したり、日常生活や各教科の学習の中で繰り返し指導を行ったりすることで、規範意識の向上に努める。

(7) いじめの解消

- いじめに係る行為が止んでいること。(少なくとも3か月を目安とする。)
- 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと。(本人・保護者と面談を行い確認する。)
- 学部主事及び生徒指導主事による指導経過及び被害児童等、加害児童等の状況報告を受け、校長が上記の基準に基づき解消の判断を行う。

5 重大事態への対処（いじめ防止対策推進法・第28条関係）

重大事態とは、次に掲げる場合をいう。

- 1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 「いじめにより」とは、上記1、2に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることをいう。
 - 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。
 - 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、迅速に調査に着手することが必要である。

「いじめ防止対策推進法第28条」及び「いじめの防止等のための基本的な方針」から抜粋

(1) 重大事態の発生と調査

- 県教育委員会・県知事に報告
- 事実関係の調査の実施

- ①調査の主体は、学校を設置・管理する教育委員会であり、どのような調査組織で行うかについて県教育委員会の判断を仰ぐ。状況によっては、学校が初期的な調査を行い、追加調査を教育委員会が行う等、役割分担を図る。
- ②学校が調査の主体となる場合、その組織は「いじめ問題対策委員会」を母体とし、事態の性質に応じて専門家を加えるなどの方法をとる。
- ③事実関係を明確にするために「いつ（いつ頃から）」「誰から」「どのような態様か」など客観的な事実関係を速やかに調査する。

(2) 調査結果の提供及び報告

- 学校は、いじめを受けた児童等やその保護者に対して必要な情報を提供する責任があることを踏まえ、調査の組織、方法、方針、経過及び事実関係等を保護者へ適切に提供する。
- 関係者の個人情報に十分に配慮し、適切に提供する。ただし、個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- 調査結果については、今後の同種の事態防止策及び調査結果に対する保護者の所見と共に教育委員会・県知事に報告する。

6 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の名称 「いじめ問題対策委員会」

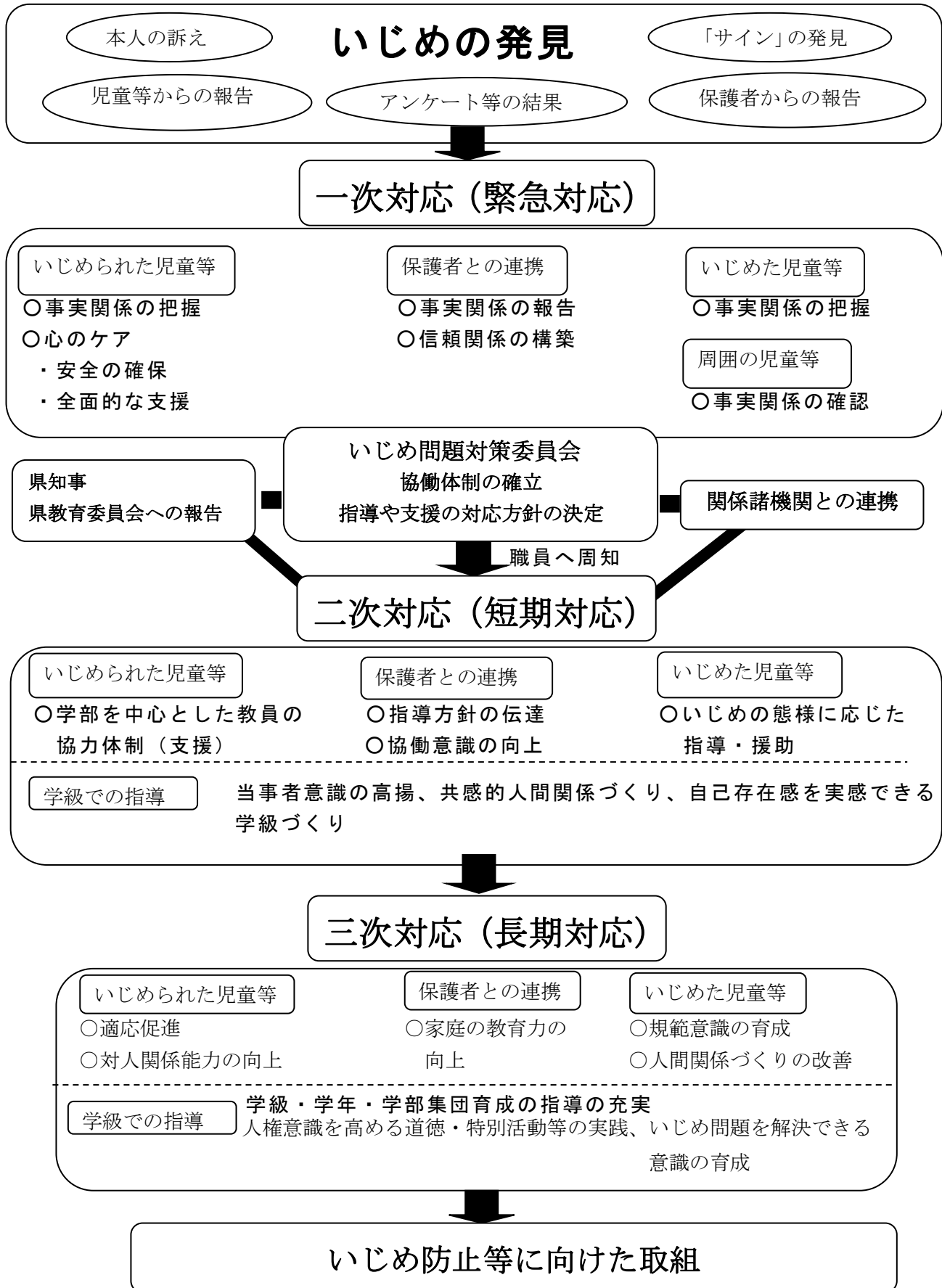
(2) いじめ防止対策推進法・第22条に係る組織の役割と機能

- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核
- いじめの相談・通報の窓口
- 問題行動の情報の収集と記録・共有
- 月1回の定例委員会と必要に応じて緊急会議を開き、対応を組織的に行う中核となる。
- いじめ問題の重要性の認識を広め、地域や保護者との連携・協力を図る。

(3) いじめ防止対策推進法・第28条【重大事態】に係る調査のための組織の役割と機能

- 重大事態に係る事実関係を明らかにするため、県教育委員会・県知事の指導の下、学校を主体とした調査が求められた場合、事実関係の調査を行う。
- 因果関係の特定を急ぐのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- 調査結果を県教育委員会に報告する。
- 調査結果を踏まえた必要な措置について検討し実行する。

いじめ発見時の対応



7 学校評価

- 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校自己評価の評価項目に位置付け評価をする。

A：十分できている B：ほとんどできている C やや不十分である D できていない

	評価基準	評価	改善に向けて
1	職員会議等でのいじめ問題に関する指導方針等の確認		
2	いじめ問題に関する職員研修会の実施		
3	児童等への相談ポスト活用の説明		
4	児童生徒へ月1回の学校生活アンケートの実施		
5	児童生徒へ学期1回のおいじめに特化したアンケートの実施		
6	保護者へ年2回の家庭用チェックリストの実施		
7	家庭訪問や個人懇談時の保護者と担任による情報交換		
8	学部会・ケース会議での気になる児童等の情報交換		
9	全児童等を対象にカウンセリングの実施		
10	道徳、自立活動等における、人との関わりや集団や社会との関わりに関する指導		
11	学級活動、人権学習、学部集会等での生徒指導		
12	部活動における目的や目標を大切にされた指導		
13	「学校いじめ防止基本方針」の説明（学校ホームページ）		